

# 対象確認フローチャート

令和7年(2025年)1月1日時点で、十日町市に住民票がある。または、十日町市在住ではないが、令和7年度個人住民税が十日町市で課税・非課税決定されている。

はい

いいえ

令和6年分所得税と令和6年度個人住民税所得割が、定額減税前でどちらも0円である。

はい

いいえ

令和5年度・6年度の低所得世帯向け給付(※)  
の対象世帯主や世帯員として該当した。

はい

いいえ

対象外

すでに給付金を受給しているので  
対象外です。

はい

いいえ

令和6年分所得税または令和6年度個人住民税所得割において、定額減税しきれない額が1円以上発生している。

(※) 次の給付金が該当する  
R5 住民税非課税世帯給付金(7万円)  
R5 住民税均等割のみ世帯給付金(10万円)  
R6 新たに住民税非課税となる世帯給付金  
(10万円)  
R6 新たに住民税均等割のみ課税世帯給付金  
(10万円)

↓

以下のいずれかに当てはまる。

- ・青色事業専従者
- ・事業専従者(白色)
- ・合計所得金額が48万円を超える

はい

いいえ

対象外

扶養親族として定額減税の対象となっている等の理由により対象外です。

はい

いいえ

対象外

当初調整給付から不足額が発生していないため対象外です。

令和6年1月2日以降に十日町市へ転入した、または令和7年1月1日時点で専従主と別の自治体に住んでいる。

はい

いいえ

裏面 E

裏面 D

裏面 C

裏面 A

裏面 B

はい

いいえ

十日町市で当初調整給付金を受給したことにより、すでに十日町市に口座情報を届出している。

はい

いいえ

# 十日町市定額減税補足給付金(不足額給付)のご案内

## 1 当初調整給付（令和6年）の支給額に不足が生じる方

### ▷ 対象となる例

- ・退職等により、令和5年中の所得に比べて令和6年中の所得が減少した方
- ・子どもの出生等で、扶養親族が令和6年中に増加した方
- ・当初調整給付金の支給後に修正申告等により、令和6年度個人住民税所得割が減少した方

### ▷ 給付額

本来給付すべき額(令和7年に計算した控除不足額)から令和6年に支給された当初調整給付額を引いた額

### ▷ 申請方法

A

市に振込口座の登録がある方  
7月下旬に事前案内を送付します。案内到着後の手続きは不要です。  
※辞退や案内記載口座の変更を希望する場合は、別途手続きが必要です。

B

市に振込口座の登録がない方  
7月下旬に確認書を送付します。確認書の到着後、内容を確認し、返送が必要です。

C

令和6年1月2日から令和6年12月31までに、十日町市へ転入した方  
7月下旬に確認書または事前案内を送付します。確認書が届いた方は、内容を確認し、返送が必要です。

※給付金の支給対象に該当すると思われる方で、十日町市から通知が届かない場合、別途申請書による申請が必要となる場合があります。

## 2 専従者・合計所得48万円超で諸要件に該当する方

### ▷ 対象〈以下の①～③のすべてに該当する方(納税者義務者の合計所得金額が1,805万円超の場合は対象外)〉

※確認できる資料の提出が必要です。

- ① 令和6年分所得税と令和6年度個人住民税所得割のどちらも、定額減税前の税額が0円の方
- ② 青色事業専従者、事業専従者(白色)、合計所得額48万円超のいずれかに該当する
- ③ 低所得世帯向け給付の世帯主や世帯員に該当しない

### ▷ 給付額

1人当たり原則4万円

※令和6年1月1日時点での国外居住者であった場合は3万円

### ▷ 申請方法

D

令和6年度個人住民税が十日町市で課税・非課税決定されている(※1)方  
(※1)令和6年1月1日時点で十日町市に住民票がある方、または十日町市で令和6年度個人住民税が課税決定されている方  
以下の書類を準備し申請が必要です。

- 青色(白色)専従者であると確認できる資料  
・令和6年分確定申告書、青色事業専従者給与に関する届出書等

E

令和6年度個人住民税が十日町市で課税・非課税決定されていない方  
以下の書類を準備し申請が必要です。

- 令和6年度の調整給付金の対象者に該当していない資料
- 令和5年度・6年度に非課税世帯を対象とした非課税給付を受け取っていないことが確認できる資料  
→令和6年1月1日時点の住民票がある市町村に問合せください。  
(提出書類の例)家族全員の住民税所得課税証明書(令和5年度・6年度の2か年分)

- 青色(白色)専従者であると確認できる資料  
・令和6年分確定申告書、青色事業専従者給与に関する届出書等